

魚津市告示第129号

魚津市児童センターみなSUNデー～つばめであそぼう～事業実施要綱を次のように定める。

令和3年4月12日

魚津市長 村椿 晃

魚津市児童センターみなSUNデー～つばめであそぼう～事業  
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天候に関係なく安心して親子で遊べる場を提供し、児童の健やかな成長と子育て環境の充実を図るため魚津市児童センターみなSUNデー～つばめであそぼう～事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、魚津市とする。

(事業の委託)

第3条 市は、事業の運営の全部又は一部を次条に規定する実施施設の指定管理者（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(実施施設)

第4条 事業を実施する施設は、魚津市立つばめ児童センターとする。

(実施日及び実施時間)

第5条 この事業の実施日及び実施時間は、毎月第2日曜日及び第4日曜日の午前9時30分から午後4時までとする。

(事業内容)

第6条 事業の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 親子で楽しめる遊びや活動の場の提供に関する事。
- (2) 親子の触れ合い交流の促進に関する事。
- (3) 子どもの運動能力や感覚機能を育む遊びの提供に関する事。

(事業の実施方法等)

第7条 事業の実施要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 来館者のお楽しみ企画への参加は自由とし、参加しない人や企画活動時間以外は館内のフリースペースや遊具での自由活動とする。
- (2) お楽しみ企画への参加料金は、無料とする。ただし、材料費等が

必要な場合は、その実費を徴収するものとする。

(職員の配置)

第8条 受託者は、事業の実施にあたっては、富山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）第54条に規定する職員を2名以上配置するものとする。

(守秘義務)

第9条 事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(留意事項)

第10条 受託者は、次のことに配慮しなければならない。

(1) 事業に従事する者が資質及び技能の向上を図るための各種研修会等への積極的な参加ができるように努めるものとする。

(2) 市民等に対して、パンフレット及び市広報への掲載並びにポスターの掲示等により、周知を図るよう努めるものとする。

2 事業に従事する者は、各種研修会等への積極的な参加をし、自己研鑽に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。